

住民生活課からのお知らせです

## 榛東村指定ごみ袋が新しくなりました

平成28年10月から、指定ごみ袋のデザインを一新しました。最寄りの指定ごみ袋取扱店でお買い求めください。なお、従来の指定ごみ袋も今までどおり使用することができます。

### ○指定ごみ袋(新デザイン)



可燃(大)

不燃(小)

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線134)へ

### ○指定ごみ袋の価格について

指定ごみ袋の販売価格を下記のとおり変更しました。

種類	従来品価格	新製品価格
可燃(大)10枚入	145円	149円
可燃(小)10枚入	125円	127円
不燃(大)10枚入	215円	219円
不燃(小)10枚入	135円	138円

※表示価格は税込みです。

※容量・枚数の変更はありません。

※価格の変更は、原料価格の高騰によるものです。

住民生活課からのお知らせです

## 資源ごみのストックハウスをご利用ください

村では、時間の都合などによって、各区で行われている資源ごみ回収を利用できないご家庭のために、旧役場敷地に資源ごみストックハウスを設置しており、下記の各種資源ごみの受け入れを行っています。

なお、各区で行われている資源ごみ回収のルールと若干異なるものがありますので注意してください。

#### ■受入時間

毎週土・日曜日の午前9時から12時まで

※年末年始は12月31日(土)、1月1日(祝)は休みとなり、1月7日(土)から通常どおり受け入れを再開します。

#### ■受入対象

段ボール・雑誌・新聞紙・各種びん・ペットボトル・キャップ(ペットボトル)・アルミ缶・スチール缶・一升瓶・ビール瓶・紙パック(牛乳パック)・古着・小型家電

※事業系のものは対象外

※紙パックは、洗って、開いて乾かしてください。

※段ボールはつぶして平らな状態にしてください。

※新聞紙、雑誌、段ボールについては、量が多い場合は、ヒモで縛ってください。

※ペットボトル(ラベルははずす)やビン類、アルミ缶等の容器類は中を洗浄し、キャップが付いているものははずしてください。中身が残っている場合はお持ち帰りいただくこともあります。

※資源ごみを入れる容器は分けてありますので、別の資源ごみを入れないようにしてください。

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線134)へ



### ペットボトルは資源ごみとして出しましょう！

ごみステーションに、ペットボトルが入った可燃物(黄色)や不燃物(白色)のごみ袋が出されている光景が多く見受けられます。

ペットボトルは、大切な資源です。ごみステーションに出さないで、各区のコミセンなどで毎月一回行われている『資源ごみ回収』または、『資源ごみストックハウス』に出すようにしてください。(詳細は、「榛東村ごみ収集計画」に掲載されています。)

住民生活課からのお知らせです

## 平成29年度学童保育所入所児童を募集します

学童保育所に平成29年4月から入所する児童を、次のとおり募集します。

- 対象児童 共働きなどで昼間、保護者などのいない家庭の小学生
- 保育場所 北小学校区…うぐいす学童保育所(榛東中央保育園)(1～6年生)、榛東北部第一学童保育所(1年生)  
榛東北部第二学童保育所(2年生以上)、榛東北部第三学童保育所(2年生以上)  
南小学校区…榛東南部第一学童保育所(2年生以上)、榛東南部第二学童保育所(1年生)
- 保育時間 平日…月～金曜日 下校時～午後7時まで 休校日(土曜日、夏休みなど)…午前8時～午後7時
- 保育費用(月額) 保育料…7千円(8月は1万円) おやつ、教材等…3千円
- 申込書配付期間…平成29年1月10日(火)～ ■申込期間…平成29年1月23日(月)～2月3日(金)
- ▶お申し込みとお問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線131)へ

産業振興課からのお知らせです

## 群馬用水給水弁の保護をお願いします

冬期は、凍結により給水弁の破損や漏水事故が多く発生します。

給水弁は、群馬用水組合員個人の管理物となりますので、ワラや布などをマスに詰めて凍結防止対策を行ってください。



▶お問い合わせは、産業振興課(☎54-2211 内線224)へ

住民生活課からのお知らせです

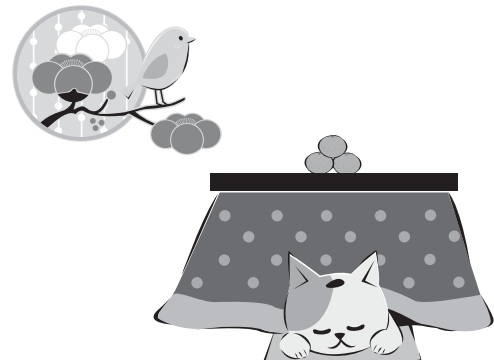
## 年末年始可燃・不燃ごみの収集

渋川広域清掃センターへ個人でごみを搬入できる年内最終日は12月28日(水)です。年始の1月4日(水)以降は通常どおり搬入できます。(平成23年10月1日から直接搬入は有料になっています。)また、本村の可燃・不燃ごみの年末年始の収集日は次のとおりです。

※「平成28年度榛東村ごみ収集計画」に記載されています。

- 可燃ごみ収集日
  - 1区～8区…(年末)12月29日、(年始)1月5日
  - 9区～21区…(年末)12月30日、(年始)1月6日
- 不燃ごみ収集日
  - 1区～8区…(年末)12月21日、(年始)1月4日
  - 9区～21区…(年末)12月28日、(年始)1月11日
- 場所…各ごみステーション

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線134)へ



農業委員会からのお知らせです

## 農業委員・農地利用最適化推進委員の候補者を募集します

農業委員が平成29年5月13日に任期満了となることから、農業委員と農地利用最適化推進委員の候補者を募集します。  
(法改正により公選制は廃止となりました。)

■受付期間 平成29年1月4日(水)～平成29年2月3日(金)

■受付場所 農業委員会事務局(榛東村役場2階)

■募集方法

- ・推薦または応募。所定の用紙に必要事項を記入のうえ、提出をお願いします。
- ・用紙は、農業委員会事務局に備え置きしています。また、ホームページからもダウンロードできます。
- ・受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。(閉庁日を除く)

■応募資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。また、農業委員選任予定日において、次のいずれにも該当する者。①原則として本村に住所を有する者で、本村の農業に精通し、地域農業の振興及び発展に対して意欲がある者、②村の常勤職員でない者。

なお、次のうちいずれかに該当する方は、委員になることができません。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

■任期 平成29年5月14日～平成32年5月13日(3年間)

■報酬 条例で規定する額

■募集から任命まで

候補者募集(1月)→募集状況公表(1月～2月)→候補者評価委員会(2月)→農業委員の任命・議会の同意(3月議会)

### ○農業委員

■募集人数：12名

■活動内容：委員会に出席し審議して、最終的に合議体として決定することが主体。

### ○農地利用最適化推進委員

■募集人数：7名

■担当地区：以下の表のとおり(概ね100haの農地に1名)

地区名	地区の区域	人数
長岡	1区、2区、3区	1名
山子田	4区、5区、6区、7区	2名
新井	8区、9区、10区、11区、12区、20区、21区	2名
広馬場	13区、14区、15区、16区、17区、18区、19区	2名

※担当地区として示した大字は、それぞれ「主な大字」であって、隣接する大字も一部含まれます。

■活動内容：担当地区において、現場活動を行います。

1. 人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いを進めます。
2. 農地の貸し手・借り手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を進めます。
3. 農地中間管理機構と連携して、耕作放棄地の発生防止と解消を進めます。

※農地利用最適化推進委員は新体制となった第1回農業委員会の決定を経て、農業委員が委嘱します。

※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募はできますが、兼務はできません。

▶お問い合わせは、産業振興課 農業委員会事務局(☎54-2211 内線221)

## 太陽光発電設備の申告について

太陽光発電設備は償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。申告の対象となる方は、毎年1月1日時点の償却資産の所有状況を同月末日までに申告する必要があります。

申告の対象になる方で、昨年度以前に申告されている方については、申告書を郵送させていただいております。また、今年度初めて申告される方で、お手元に申告書がない方については、償却資産申告書を郵送させていただきますので、税務課資産税係までご連絡ください。

### 太陽光発電設備における固定資産税の区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材(屋根材など)として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所(露地や家屋の要件を満たしてない建築物など)に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

家屋…固定資産税(家屋)に該当しますので、償却資産としての申告は不要です。

償却…固定資産税(償却資産)に該当し、申告が必要となる可能性があります。下表にて申告対象となるか確認してください。

### 申告の対象となる方

設置者	10kW以上の太陽光発電設備(全量売電・余剰売電)	10kW未満の太陽光発電設備(余剰売電)
個人	家屋の屋根などに太陽光発電設備を設置して全量売電か余剰売電をされる場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は申告の対象になります。	売電するための事業用資産とはみなされないため、償却資産としては申告の対象外となります。
個人(個人事業主)	個人の方であっても事業の用に供されている資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として申告の対象となります。	
法人	事業の用に供されている資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として申告の対象となります。	

※なお、新たに太陽光発電に供される土地については、課税地目等が変更となる場合があります。ご不明な点は、税務課資産税係までお問い合わせください。

▶申告書の請求・お問い合わせは、税務課 資産税係(☎54-2211 内線162、164)へ

話題あれこれ

### 大洗あんこう祭

## 農産物や特産品を出展しました

11月13日(日)、茨城県大洗町で開催された「第20回大洗あんこう祭」へ榛東村が出展しました。大洗町と榛東村は平成24年度に友好都市協定を結び、10月に行われた本村の「しんとう・村づくり祭」にも海産物などを出展していただき大盛況となりました。あんこう祭では榛東村の農産物や特産品を販売し、ご好評をいただきました。

